



環 廃 対 発 第121109305号
環 廃 産 発 第121109300号
平 成 24 年 11 月 9 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成24年環境省令第34号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、一部即日施行されるものを除いて公布の日から起算して一月を経過した日（平成24年12月9日）から施行されることとなっている。

については、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第23条におい

ては、法第22条の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物と定義し、その処理に当たっては特別の基準を適用することとしている。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）制定後に得られた廃棄物の放射能濃度等の追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直し等を行った。

第二 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直しについて

1 特定一般廃棄物

特定一般廃棄物の範囲を以下のとおりとした（改正省令による改正後の規則第28条）。

- (1) 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- (2) 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）
 - ① 福島県に所在する施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - ② 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する施設から生じたばいじん
- (3) 稲わらが廃棄物となったもの及び堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）
- (4) (1) から (3) までに掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの
また、集落排水施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥については、特定一般廃棄物の範囲から除外した。

なお、改正省令の施行前に改正省令による改正前の規則第28条第1号から第5号までに掲げる廃棄物を処分するために処理した場合、改正省令の施行後は、当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、上記(4)に該当するもののみが特定一般廃棄物に該当するものである。したがって、例えば、稲わらが廃棄物となったもの及び堆肥が廃棄物となったものであって(3)に掲げる4県以外において生じたものを、(2)①に掲げる県の焼却施設以外において施行前に焼却して生じた燃え殻は、改正省令の施行後の(4)には該当しないこととなる。

2 特定産業廃棄物

特定産業廃棄物の範囲を以下のとおりとした（改正省令による改正後の規則第30条）。

- (1) 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- (2) 水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥（次に掲げるものに限る。）
 - ① 福島県に所在する施設から生じたもの
 - ② 宮城県、栃木県又は群馬県に所在する施設から生じたものであって当該施設に係る天日乾燥設備を用いて乾燥したもの
- (3) 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等（次に掲げるものに限る。）
 - ① 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したもの
 - ② 福島県に所在する分流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したばいじん（流動床式焼却設備で焼却したものを除く。）
 - ③ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したばいじん（流動床式焼却設備で焼却したものを除く。）
 - ④ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた脱水汚泥

なお、①～④について、分流式の公共下水道又は流域下水道であっても、合流式の公共下水道又は流域下水道で発生した濃縮汚泥等を受け入れて集約処理しているような施設にあっては、合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に該当することとなる。
- (4) 工業用水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥（福島県及び栃木県に所在する施設から生じたものに限る。）
- (5) 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - ① 福島県に所在する施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - ② 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する施設から生じたばいじん
- (6) 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県及び栃木県において生じたものに限る。）
- (7) (1) から (6) までに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

であって、これらの廃棄物に該当しないもの

なお、改正省令の施行前に改正省令による改正前の規則第30条第1号から第6号までの廃棄物を処分するために処理した場合、改正省令の施行後は、当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、上記(7)に該当するもののみが特定産業廃棄物に該当するものである。したがって、例えば、堆肥が廃棄物となったものであって(6)に掲げる4県以外において生じたものを、(5)①に掲げる県の焼却施設以外において施行前に焼却して生じた燃え殻は、改正省令の施行後の(7)には該当しないこととなる。

3 経過措置

(1) 改正省令の施行前に排出された廃棄物に係る改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の適用関係(改正省令附則第2条)

改正省令の施行前に排出された廃棄物に係る改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の適用関係を以下のとおりとした。

- ① 法の完全施行日(平成24年1月1日)以降に排出された廃棄物に加え、法の完全施行日より前に排出されたものについても、改正後の範囲を適用することとしたもの
 - ・ 稲わらが廃棄物となったもの
 - ・ 堆肥が廃棄物となったもの
- ② 法の完全施行日以降に排出されたことが明らかな廃棄物についてのみ、改正後の範囲を適用することとしたもの
 - ・ 水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥
 - ・ 公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場からの発生汚泥等
 - ・ 工業用水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥
 - ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - ・ 集落排水施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥

(2) 特別維持管理基準の適用関係(改正省令附則第3条)

改正省令の施行前に特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を処分した規則第32条又は第34条に規定される施設については、当該廃棄物が改正省令により特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の範囲から外れる場合であっても、当該廃棄物に係る法第24条に規定する処理施設等の維持管理基準(以下「特別維持管理基準」という。)については、以下のとおり改正省令の施行後も引き続き適用される。

① 中間処理施設(規則第32条第1号及び第34条第1号)

改正省令の施行前に処分した特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の種類及び数量等の記録については、引き続き保存すること。(規則第33

条第1号ニ、第35条第1号ロ、同条第2号)

② 最終処分場（規則第32条第3号及び第34条第3号）

すべての項目について特別維持管理基準が引き続き適用されること。

（規則第33条第2号、第35条第3号～第5号）

なお、改正省令において特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲から外れた廃棄物を改正省令の施行後に処分する施設については、規則第32条第1号及び第3号並びに第34条第1号及び第3号に該当しないことから、特別維持管理基準は適用されないことに留意されたい。

4 その他

法第16条に規定する調査義務の範囲及び第24条に規定する特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の範囲については、変更がないことに留意されたい。

第三 ばいじんを埋め立てる場合の雨水の浸入抑制措置の改正（規則第31条）

公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に設置された流動床式焼却施設から生じたばいじんについては、事故由来放射性物質の溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、当該ばいじんについて、法の完全施行日以前に排出されたものも含め、規則第31条第3号ハに規定する雨水の浸入抑制措置を適用しないこととした。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県 その他	
(1)水道施設	乾燥污泥(天日乾燥)		◎		◎	○	◎	◎	○	○	○		○		
	脱水污泥、乾燥污泥(天日乾燥以外)		○		◎	○	○	○	○	○	○		○		
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)※1	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限り)				◎	○	○	○	○	○	○	○			
	流動床炉以外から生ずるばいじん				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水污泥を排出する施設)※1	脱水污泥				◎		○								
(3)工業用水道施設	脱水污泥、乾燥污泥		○		◎	○	◎	○	○	○	○		○		
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○				
	ばいじん	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
(5)集落排水施設	脱水污泥、乾燥污泥				○										
—	廃稻わら	◎	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	
—	廃堆肥	◎	◎	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	
—	除染廃棄物※2	(除染実施区域内)													
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物※2	(地域限定なし)													

凡例: □従来から要件外 ◎要件から除外※3 ◎◎引き続き要件に該当 (下線)は見直しによる変更箇所

※1 分流式下水道由来の污泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は要件から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、排出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の污泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

※3 要件から除外されるもののうち、廃稻わら・廃堆肥については排出時期を問わず特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外されるが、(1)～(5)の施設から生じる廃棄物については平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。